

# 国史跡上人壇廃寺跡整備基本計画



令和 5 年 6 月

福島県須賀川市

## はじめに

豊かな自然に恵まれた須賀川市は、古代から当地方における産業、経済、文化の中心として栄えた歴史ある街で、県内でも有数の遺跡数を誇ります。

市では郷土の歴史や文化をまちづくりに生かしていくための長期ビジョンとなる「須賀川市歴史文化基本構想」を平成30年度に策定し、本構想に基づいた埋蔵文化財保護施策に取り組んでいます。

上人塙廃寺跡は、本市上人塙・岩瀬森地内にある奈良・平安時代の寺院跡で、昭和36年の東北本線複線化工事にともなう発掘調査により、東北地方における希少な古代寺院跡として、昭和43年に国の史跡に指定されました。これまでの調査で、古代石背郡・石背国とかかわりの深い寺院跡と判明し、一辺約80mの区画に、南門、金堂、講堂が南北方向に並ぶ伽藍配置であることが明らかとなり、寺院の屋根に葺かれた瓦などのほか、全国的に類例の少ない奈良時代の六角形の瓦塔や平安時代の金鼓、経軸端などが出土しています。

また、上人塙廃寺跡の周辺には、古代石背郡の役所（郡衙）である栄町遺跡や官人層の集落であるうまや遺跡、古代の官道である東山道（推定）などの石背郡衙関連遺跡群などがあります。

本市では、この貴重な史跡を後世に残すため、公園化に向けた取り組みを進めており、平成29年度に策定した「国史跡上人塙廃寺跡保存活用計画」を踏まえ、今回「国史跡上人塙廃寺跡整備基本計画」を策定いたしました。今後は、本計画に基づき、史跡の歴史的価値を保存し、後世に伝えることのできる史跡公園として整備を進めています。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました、国史跡上人塙廃寺跡整備委員会委員、同活用部会の委員の皆様をはじめ、文化庁・福島県教育委員会など関係各位に対しまして、衷心より感謝の意を表しますとともに、今後とも埋蔵文化財の保護・活用に一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、序文といたします。

令和5年6月

須賀川市長

橋本 克也



## 例言

- 1 本書は福島県須賀川市上人坦・岩瀬森に所在する国指定史跡上人塙廃寺跡の整備基本計画書である。
- 2 本計画は、令和4年度・令和5年度に国庫補助事業（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）として実施した。
- 3 本計画は、国史跡上人塙廃寺跡整備委員会を設置し、同委員会で計画案について検討・審議した。このほか、市民などから構成される上人塙廃寺跡活用部会からも意見聴取を実施した。また、文化庁文化資源活用課、福島県教育庁文化財課の指導を得た。
- 4 計画案に対しては、市三役・部長級職員をメンバーとする市政経営会議での審議・報告のほか、市民意見聴取（パブリックコメント）を実施し、その結果を意見に反映させた。
- 5 事業実施体制は以下の通りである。

市長 橋本克也

文化交流部長 須田 勝浩（令和5年3月まで）

西澤 俊邦（令和5年4月から）

文化振興課長 関根 徳栄（令和5年3月まで）

長澤 泰和（令和5年4月から）

主幹兼課長補佐 深谷 俊彦

主任技査兼文化財係長 鈴木 健司

主査（学芸員） 渡辺 哲也（令和5年3月まで）

主査（学芸員） 管野 和恵（令和5年3月まで）

主任（学芸員） 管野 和博（令和5年4月から）

主事 武田 貴志

主事（学芸員） 宮澤 里奈（令和5年4月から）

- 6 本計画は計画策定支援業務としてランドブレイン株式会社に委託した。

- 7 計画策定で収集・作成した資料は須賀川市で保管している。

# 目次

<b>第1章 はじめに .....</b>	<b>1</b>
第1節 計画策定の目的 .....	1
第2節 整備基本計画策定に至る経緯 .....	1
第3節 計画の対象範囲 .....	4
第4節 整備委員会等の設置 .....	5
<b>第2章 計画の前提となる各種の条件 .....</b>	<b>8</b>
第1節 関連する諸計画と進捗 .....	8
(1) 須賀川市第9次総合計画 .....	8
(2) 須賀川市緑の基本計画 .....	9
(3) 中心市街地活性化基本計画 .....	10
(4) 須賀川駅西地区都市再生整備計画 .....	11
(5) 須賀川市歴史文化基本構想 .....	12
(6) 史跡上人壇廃寺跡保存活用計画 .....	12
<b>第3章 史跡の概要 .....</b>	<b>14</b>
第1節 範囲 .....	14
第2節 史跡指定と公有化の状況 .....	15
第3節 上人壇廃寺跡の概要 .....	17
(1) 自然的環境 .....	17
(2) 社会的環境 .....	26
(3) 歴史的環境 .....	35
(4) 上人壇廃寺跡の遺構 .....	40
(5) 上人壇廃寺跡の出土遺物 .....	54
(6) 上人壇廃寺跡と古代石背郡衙関連遺跡の概要 .....	60
(7) 史跡周辺の文化財 .....	66
第4節 史跡の文化財的価値（本質的価値） .....	71
第5節 史跡の新たな評価の視点（公共財的価値） .....	75
第6節 史跡の保存・活用の現状 .....	78

(1) 保存の現状.....	78
(2) 整備の現状.....	81
(3) 活用の現状.....	82
(4) 維持管理の現状 .....	83
第7節 史跡の保存・活用上の課題.....	85
(1) 保存：保全と維持管理に関する課題.....	85
(2) 整備：アクセスと快適性の向上に関する課題.....	85
(3) 活用：遺跡の表現など幅広い理解を得るための課題 .....	86
(4) 維持：発展的運営にむけた課題.....	87
(5) その他の調整課題.....	88
第8節 上人壇廃寺跡の整備活用に求められること .....	90
<b>第4章 整備基本計画の理念と方針 .....</b>	<b>92</b>
第1節 史跡整備の基本理念.....	92
第2節 史跡整備の基本方針.....	92
(1) 守る【保存】 .....	93
(2) 整える【整備】 .....	93
(3) 生かす【活用】 .....	93
(4) 育てる【維持】 .....	93
第3節 デジタル空間における史跡の記録保存と活用 .....	93
(1) デジタル空間における史跡の記録・保存・活用 .....	94
(2) デジタル空間における遺物の記録・保存・活用 .....	94
(3) デジタル的手法による遠隔地での史跡の活用 .....	94
<b>第5章 整備基本計画 .....</b>	<b>95</b>
第1節 遺構保存の計画.....	95
(1) 地上に表れている遺構.....	95
(2) 地下に埋蔵されている遺構 .....	96
第2節 造成 .....	97
第3節 ゾーニング .....	102
(1) 門前の広場.....	102

(2) 伽藍の広場.....	102
(3) 眺望と緑の広場 .....	102
(4) 駅西広場 .....	102
第4節 動線 .....	104
(1) 史跡内の動線 .....	104
(2) 史跡外の動線 .....	107
第5節 遺構表現 .....	108
第6節 修景と植栽 .....	117
第7節 眺望 .....	119
第8節 案内・解説施設 .....	121
第9節 AR（拡張現実）/VR（仮想現実） .....	126
第10節 管理運営・便益施設 .....	131
第11節 公開・活用 .....	137
(1) 遺構表現を利用した体験 .....	137
(2) 遺構表現を利用したイベント .....	137
(3) 出土遺物の活用 .....	138
(4) 周辺遺跡や施設と連携した活用 .....	138
(5) その他の活用 .....	138
<b>第6章 管理運営計画 .....</b>	<b>140</b>
第1節 管理運営の前提とする条件 .....	140
(1) 管理運営の主体 .....	140
(2) 職員の配置 .....	140
(3) 利用時間 .....	140
(4) 利用料 .....	149
(5) 利用のルール .....	140
(6) 利用者像と年間利用者数 .....	141
第2節 管理計画 .....	142
(1) 本質的価値の管理 .....	142
(2) 周辺環境の管理 .....	146
(3) 諸施設の維持管理 .....	146

第3節 運営計画	148
(1) 史跡の保存と公開活用に関する運営	148
(2) 情報提供の運営	149
(3) 市民活動の運営と支援	150
<b>第7章 整備事業計画</b>	<b>151</b>
第1節 整備スケジュール	151
第2節 事業費の概算	153

# 第1章 はじめに

## ■第1節 計画策定の目的

国指定史跡上人壇廃寺跡（以下、「上人壇廃寺跡」という。）は、福島県須賀川市上人坦・岩瀬森地内に所在する、奈良・平安時代の寺院跡です。この「国史跡上人壇廃寺跡整備基本計画」（以下、本計画）は、上人壇廃寺跡の歴史的価値を保存し、後世に伝えることのできる史跡公園としての整備を推進し、人々が安らぎや活気を得られる場とすることを目的としています。

本計画は、史跡の保存と公開・活用にあたって平成30（2018）年に策定した「史跡上人壇廃寺跡保存活用計画書」に基づき、須賀川市行政の指針として位置付けられるものです。

## ■第2節 整備基本計画策定に至る経緯

上人壇廃寺跡では、昭和36（1961）年の東北本線の複線化に伴う発掘調査をきっかけとし、東北地方における古代地方寺院として貴重であるとして昭和43（1968）年に国史跡の指定を受けてから、昭和55（1980）年までにかけて遺跡の性格や内容を明らかにし保存する目的で数次の発掘調査が行われてきました。

これらの調査で多数の遺構と遺物が発見され、市では史跡の公有化を進めながら、公園化に向け検討をしていました。しかし、調査報告書が未整理であること、遺構の正確な位置や変遷、性格の把握ができていないことなど、克服すべき多くの課題がありました。

こうした中にあって、平成14（2002）年に主要な出土遺物290点が福島県指定重要文化財となり、平成19（2007）年からは、史跡保護に必要な情報を得るために、主要伽藍の再確認調査も始まりました。平成21（2009）年までの調査では、遺構の変遷や範囲と、古代石背郡・石背国とかかわりのある寺院としての性格が明らかになりました。

平成23（2011）年にはこれまでの調査成果を総括した報告書『上人壇廃寺跡』（須賀川市文化財調査報告書第59集）を刊行し、次年度から整備事業に取り組むこととなっていた矢先、東日本大震災が本市に甚大な被害をもたらしました。報告書は3月末に刊行したもの、整備事業はまた中断を余儀なくされます。

平成28（2016）年、中断していた史跡整備は須賀川駅西地区都市再生整備事業の推進に伴って再び動き出します。この年から国史跡上人壇廃寺跡整備委員会を設立し、整備の具体的な検討が始まりました。平成30（2018）年には、整備の前提として必要な、史跡の保存管理と活用の指針として『史跡 上人壇廃寺跡保存活用計画書』を刊行しています。

史跡上人壇廃寺跡保存活用計画書は、上人壇廃寺跡の適正な保存と有効な整備活用のありかたについて明らかにするとともに、本史跡の有する歴史的な価値や意義を次世代に継承し、地域住民の郷土への愛着や誇りの醸成、地域活性化に寄与することを目的に策定しま

した。具体的には、上人壇廃寺跡を取り巻く自然・歴史的・社会的環境等から史跡の本質的価値や構成要素を明確にし、現状と課題を整理したうえで、保存管理と整備活用の方針を示したものです。

この度策定する本計画では、上位計画である保存活用計画書の基本方針を実現するための具体的な方法を示します。史跡の本質的価値と現状・課題を改めて整理し、史跡の保存・公開や活用を実現する手段としてどのような整備を行うべきか、基本方針と計画を示すものです。

第1表 これまでの経緯

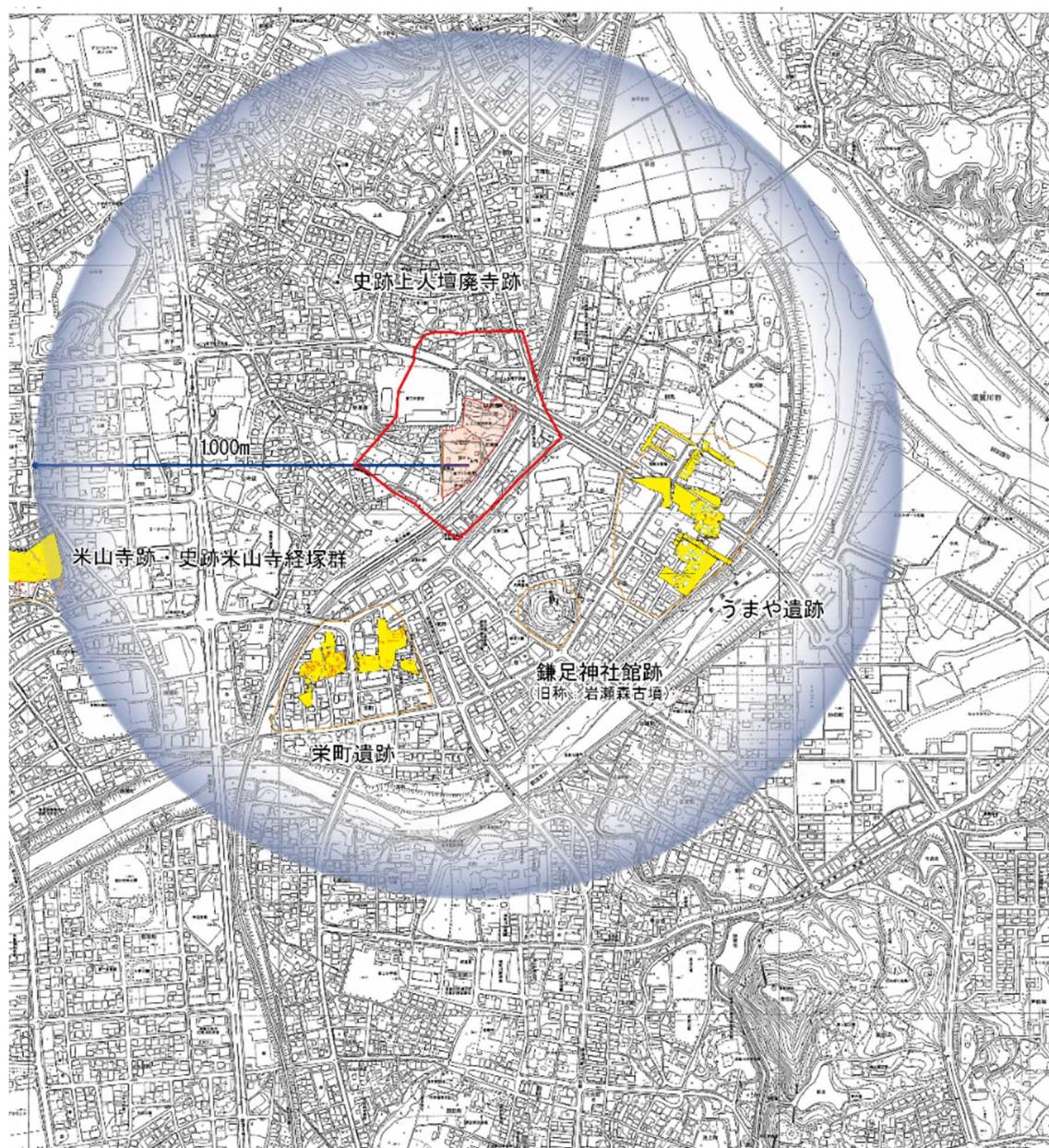
年度	内容	指定・用地買収の経過
昭和 36 (1961)	東北本線の複線化に伴う発掘調査を実施（第1・2次調査） ※須賀川市で初となる組織的な発掘調査	
昭和 37 (1962)	第3次調査を実施	
昭和 38 (1963)	『須賀川市上人壇廃寺跡発掘調査概報』を発行	
昭和 43 (1968)		国の史跡に指定 (10,763.53 m <sup>2</sup> ) ※東北地方で初となる古代地方寺院
昭和 48 (1973)		用地買収（公有化）に着手 (2,197.86 m <sup>2</sup> )
昭和 49 (1974)		用地買収 (8,492.70 m <sup>2</sup> )
昭和 51 (1976) ～昭和 55 (1980)	指定区域全域の発掘調査を実施 ※主要な遺物の大半はこの調査の際に出土 『上人壇廃寺跡 - 発掘調査概報 -』の発行	用地買収 (242.19 m <sup>2</sup> )
昭和 57 (1982)		指定範囲追加 (2,861.22 m <sup>2</sup> )
昭和 58 (1983)		用地買収 (334.00 m <sup>2</sup> )
昭和 59 (1984)	公園化基本計画書策定（都市計画課） ※文化庁から公有化の未了と都市公園的な整備計画である点に指摘を受け再検討となる。	用地買収 (336.00 m <sup>2</sup> )
平成 8 (1996)	公園化整備計画策定委員会による第1回現地確認（補足）調査	用地買収 (295.00 m <sup>2</sup> )
平成 11 (1999)	公園化整備計画策定委員会による第2回現地確認（補足）調査	
平成 12 (2000)		用地買収 (261.00 m <sup>2</sup> ) 指定範囲追加 (261.00 m <sup>2</sup> ) ※この時点の指定範囲の公有化完了
平成 19 (2007) ～平成 21 (2009)	確認調査指導部会の設置（再調査の実施） * 遺構の内容や範囲が確定、古代石背郡・石背國の関連寺院跡であることが判明 * 『上人壇廃寺跡 - 平成 19・20 年度確認調査概報』を発行	
平成 23年 (2011)	『上人壇廃寺跡』報告書刊行 * 中心伽藍の範囲・規模の確定、変遷案の提示 * 東日本大震災の発生により、整備事業中断	
平成 26 (2014)	駅西地区都市再生整備事業基本計画策定	
平成 28 (2016)	上人壇廃寺跡整備委員会を設置 ※整備の検討を再開	
平成 29 (2017)	『史跡 上人壇廃寺跡保存活用計画』を策定	追加指定 1,596.24 m <sup>2</sup> (追加指定後の面積は 15,481.89 m <sup>2</sup> )
令和元 (2019)		追加指定箇所の一部を公有化 (536.24 m <sup>2</sup> )
令和 2 (2020)	伽藍北東側 (SB28) の発掘調査	
令和 3 (2021)	西側区画溝、講堂 (SB06)、南門 (SB01) の確認調査	
令和 4 (2022)	駅西広場用地・史跡西側民地の試掘調査	

## ■第3節 計画の対象範囲

本計画では、上人壇廃寺跡の国史跡指定地と埋蔵文化財包蔵地範囲、周辺の関連遺跡や公共施設が所在する地域を対象範囲とします。

具体的には、上人壇廃寺跡周辺に所在する栄町遺跡やうまや遺跡等、陸奥国石背郡衙（郡家）に関する遺跡はもちろん、JR 須賀川駅や須賀川市立第二中学校、市立博物館等、史跡と密接に連携する公共施設がある地域を含め、史跡とそれら施設との望ましい関係についても示します。

また、本計画は事業進捗や社会状況の変化に応じて適宜見直すものとします。



第1図 計画の対象範囲

## ■第4節 整備委員会等の設置

上人壇廃寺跡を整備するにあたり、平成28（2016）年10月12日に国史跡上人壇廃寺跡整備委員会設置要綱を制定し、第1回整備委員会を開催しました。第5回までの協議を受けて平成30（2018）年に保存活用計画を策定しています。また、令和3年度から整備委員会の専門部会として市民や関係団体の代表者から構成する活用部会を設置し、史跡の活用方法について利用者の意見を取り入れるための協議を行っています。同時に、市役所の関係部局職員からなる上人壇廃寺跡整備庁内ワーキンググループを招集し、史跡整備を全庁的に検討・推進する体制を構築しました。

これらの協議を踏まえ、整備基本計画の策定を経て整備基本設計・整備実施設計へとつなげていきます。

第2表 国史跡上人壇廃寺跡整備委員会経過

開催日	内容
第1回 平成28年 11月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱状の交付</li><li>・上人壇廃寺跡の調査結果報告</li><li>・これまでの経緯の報告</li><li>・整備スケジュール等</li></ul>
第2回 平成29年 3月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・基壇見物跡（SB05）の調査結果の検討</li><li>・今後の整備スケジュール</li></ul>
第3回 平成29年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>・主要伽藍の内容について</li><li>・保存活用計画の内容（本質的価値）について</li><li>・今後の予定について</li><li>・上人壇廃寺周辺の試掘調査について</li></ul>
第4回 平成29年 12月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>・保存活用計画の内容について</li><li>・今後の予定について</li></ul>
第5回 平成30年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・主要伽藍の内容について</li><li>・保存活用計画の内容について</li><li>・今後の予定について</li></ul>
第6回 平成30年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>・主要伽藍の内容について（SB01南門）</li><li>・本年度の取組内容について</li><li>・今後の予定について（整備スケジュールとその内容について）</li></ul>
第7回 令和元年 10月18日	<ul style="list-style-type: none"><li>・伽藍北側の建物について（SB003建物跡）</li><li>・伽藍北東側の建物について（SB28・SD37）</li><li>・整備計画について</li></ul>
	*令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため会議を開催せず、各委員個別の現地指導と書面での計画審議を行った。
第8回 (令和3年度第1回) 令和3年 8月25日 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度上人壇廃寺跡整備事業の進捗について</li><li>・令和3年度発掘調査の概況について</li><li>・整備基本計画骨子の作成について"</li></ul>
第9回 (令和3年度第2回) 令和3年11 月30日(オ ンライン会 議)	<ul style="list-style-type: none"><li>・活用部会経過報告</li><li>・整備基本計画骨子について</li><li>・令和3年度発掘調査成果概要について</li><li>・建物復元検討及び復元図作成について</li><li>・府内協議経過報告（令和2年度市政経営会議提示案からの変更点について）</li><li>・令和4年度整備事業計画について</li></ul>
第10回 (令和3年度第3回) 令和4年 3月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備基本計画1～4章について</li><li>・建物復元検討及び復元図作成について</li><li>・府内協議経過報告</li></ul>
第11回 (令和4年度第1回) 令和4年 6月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備基本計画について</li><li>・用地の取得について</li><li>・試掘調査計画について</li></ul>
第12回 (令和4年度第2回) 令和4年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備基本計画について</li><li>・用地の取得について</li><li>・試掘調査結果について</li></ul>

第13回 (令和4年度第3回)	令和5年 1月20日	・整備基本計画について
第14回 (令和4年度第4回)	令和5年 3月27日	・整備基本計画について ・令和5年度整備事業計画について

第3表 活用部会・庁内WG活動経過

		開催日	内容
第1回	庁内WG1	令和2年8月3日	史跡現地視察
第1回	活用部会	令和3年7月2日	大安場史跡公園視察
第2回	庁内WG1	令和3年8月4日	確認調査視察
第2回	活用部会		
第3回	庁内WG1	令和3年11月15日	事例研究・意見交換会（指導：荒木隆委員）
第3回	活用部会		
第4回	庁内WG		公開オンライン学習会
第4回	活用部会	令和4年7月20日	（講師：佐川正敏委員長 三上喜孝委員）
第5回	庁内WG1		
第5回	活用部会	令和4年8月25日	事例研究・意見交換会（指導：荒木隆委員）
第6回	庁内WG1・2	令和4年9月22日	学習会（講師：小林敬一委員）
第7回	庁内WG1・2	令和4年10月18日	意見交換会（指導：荒木隆委員）
第8回	庁内WG1・2		
第6回	活用部会	令和5年3月22日	公開学習会（講師：内田和伸委員 清水重敦委員）

第4表 体制（令和5年3月現在）敬称略

	氏名	役職等	分野	備考
顧問	岡田 茂弘	国立歴史民俗博物館名誉教授	考古	故人
委員長	佐川 正敏	東北学院大学文学部教授	考古	
副委員長	小林 敬一	東北芸術工科大学教授	都市計画	
委員	三上 喜孝	国立歴史民俗博物館准教授	古代史	
	清水 重敦	国立大学法人京都工芸繊維大学教授	建築	
	内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長	史跡整備	
	荒木 隆	元福島県立博物館主任学芸員	考古	
オブザーバー	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門		
	山本 友紀	福島県教育庁文化財課 専門文化財主査		

第5表 活用部会委員（令和5年3月現在）敬称略

氏名	役職等
宗像 正夫	須賀川史談会
影山 章子	須賀川知る古会
鈴木 真正	新栄町町内会
山田 新一	下宿町内会
村松 龍	須賀川市立第二中学校
須田 智博	須賀川第二中学校父母と教師の会
先崎 文雄	公募
中山 雄一	公募

## □国史跡上人壇廃寺跡整備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 国史跡上人壇廃寺跡整備事業（以下「整備事業」という。）について、事業の円滑な実施を図るため、国史跡上人壇廃寺跡整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に対し必要な指導・助言を行う。

- (1) 整備事業の実施に必要な計画等の策定に関すること。
- (2) 前号に基づく事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、整備事業の実施に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は会議の運営上必要がある認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

3 委員会に、専門事項の検討を行うため、専門部会を設置することができる。

### (顧問)

第6条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、市長が委嘱する。

3 顧問は、整備事業に関し、必要な専門的かつ技術的助言を行うものとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化交流部文化振興課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月12日から施行し、整備事業の完了の日をもって、その効力を失う。
- 2 史跡上人壇廃寺跡公園化整備事業計画策定委員会設置要綱（須賀川市教育委員会平成8年6月1日施行）は廃止する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年2月9日から施行する。